

社会福祉法人やまゆり福社会役員・評議員表彰規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福社会（以下「本会」という。）に永年勤務したことにより、法人運営貢献者として表彰及び方法について、定めることを目的とする。

（対象）

第2条 表彰対象者は、第1条に該当し、理事・監事・評議員とし10年以上勤務された者とする。

2 在職年数の計算は、過去に就任した期間を通算する。

（決定）

第3条 第2条に基づいて被表彰者の決定は、理事会において随時行うことができるものとする。

（方法）

第4条 表彰方法は、本会の行事と並行して実施し、理事長名による表彰状と記念品代を贈呈する。

2 記念品代の額は、5万円（税引き後）とする。

（改正）

第5条 この規程の改廃は、理事会の承認による。

附則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。ただし、施行日現在10年以上勤務されている者は、平成26年度において表彰する。

附則

この規程は、平成26年11月19日より施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日より施行する。